

災害時における要援護者支援の取組状況に関する アンケート調査の結果について（報告）

1 目的

地域での要援護者支援の取組の推進を図るため、地域での災害時における要援護者支援の取組状況や取組を進めていく上での課題、他の地域での取組の参考となる事例を把握するため。

2 調査期間

平成 28 年 10 月～平成 28 年 11 月

3 調査対象

自治会・町内会 157 団体

4 回答数（回答率）

155 団体（98.7%）

※図（グラフ）の中で使用されているアルファベットNは、その設問に対する回答団体数をあらわす。

【参考】

平成 23 年度調査の実施状況

1 調査時期

平成 23 年 9 月～10 月

2 調査対象

自治会・町内会 156 団体

3 回答数（回答率）

123 団体（78.8%）

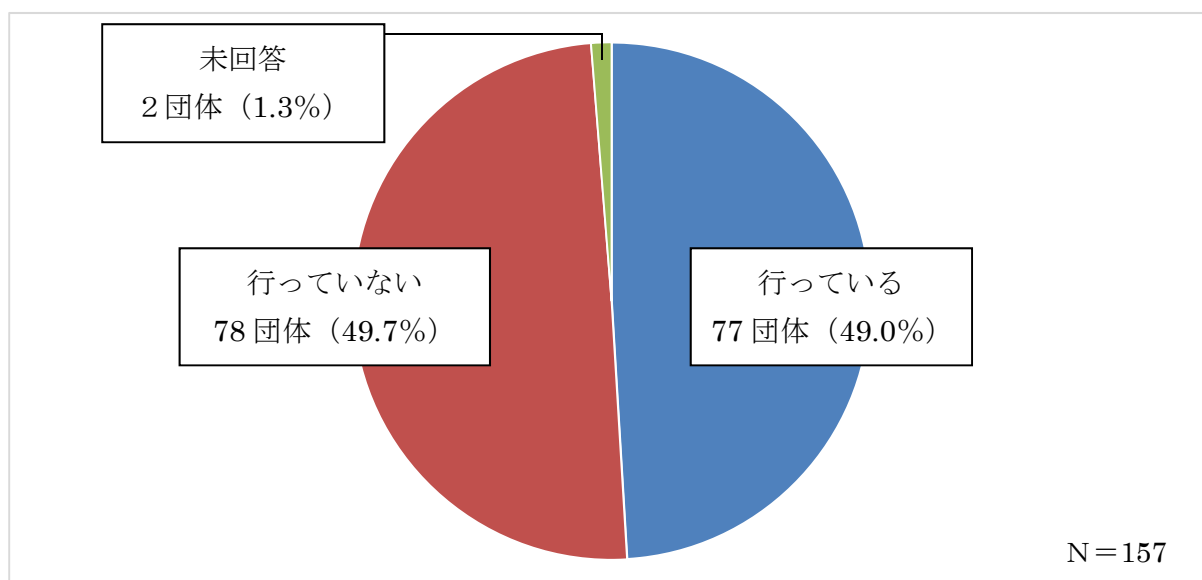
4 災害時要援護者支援の取組状況

取組を実施している 70 団体（44.9%）

取組を実施していない 53 団体（34.0%）

未回答 33 団体（21.1%）

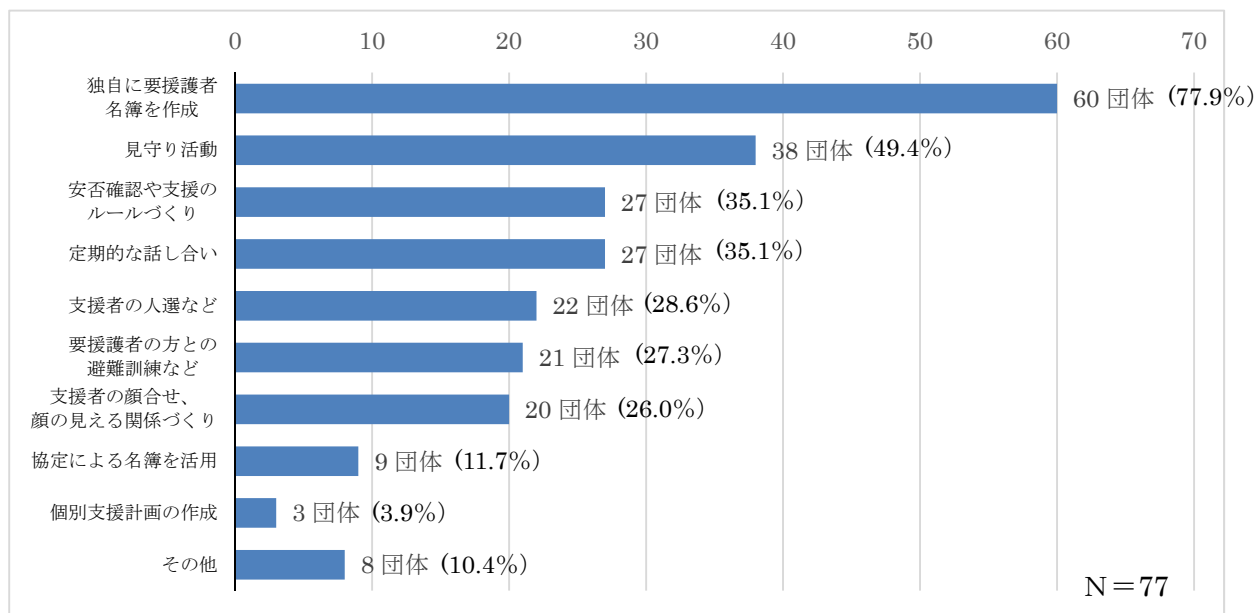
1 あなたの自治会・町内会では、災害時に要援護者の方を支援する取組を行っていますか。



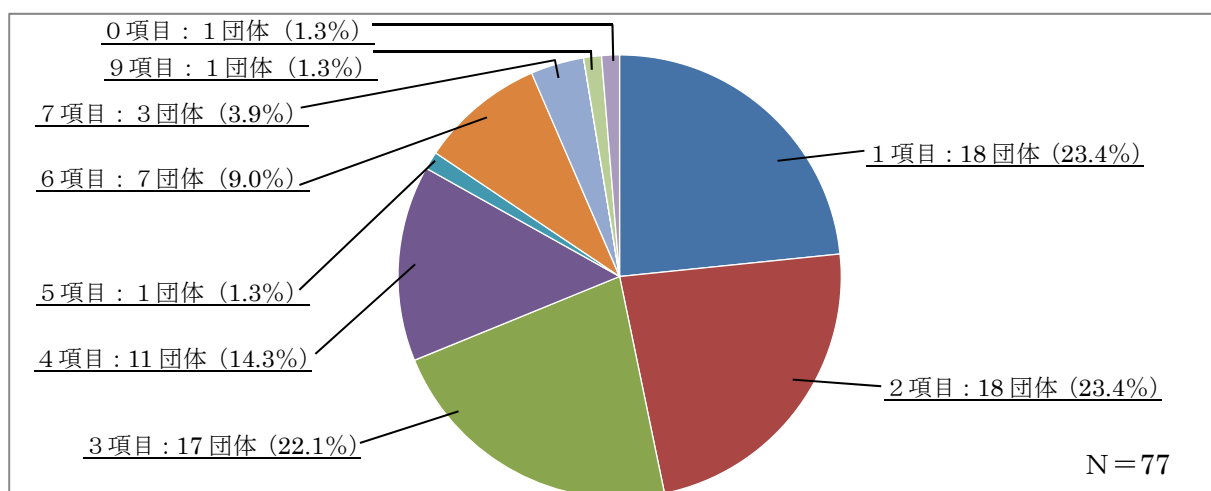
今回の調査では、「取組を行っている」のは77団体となっており、23年度の調査で取組を行っている70団体より7団体増えています。

しかし、157団体のうち「取組を行っている」団体の割合は49.0%と半数に満たない状況となっています。

2 取組を行っている場合の取組内容について (複数回答可)



<取組実施数>



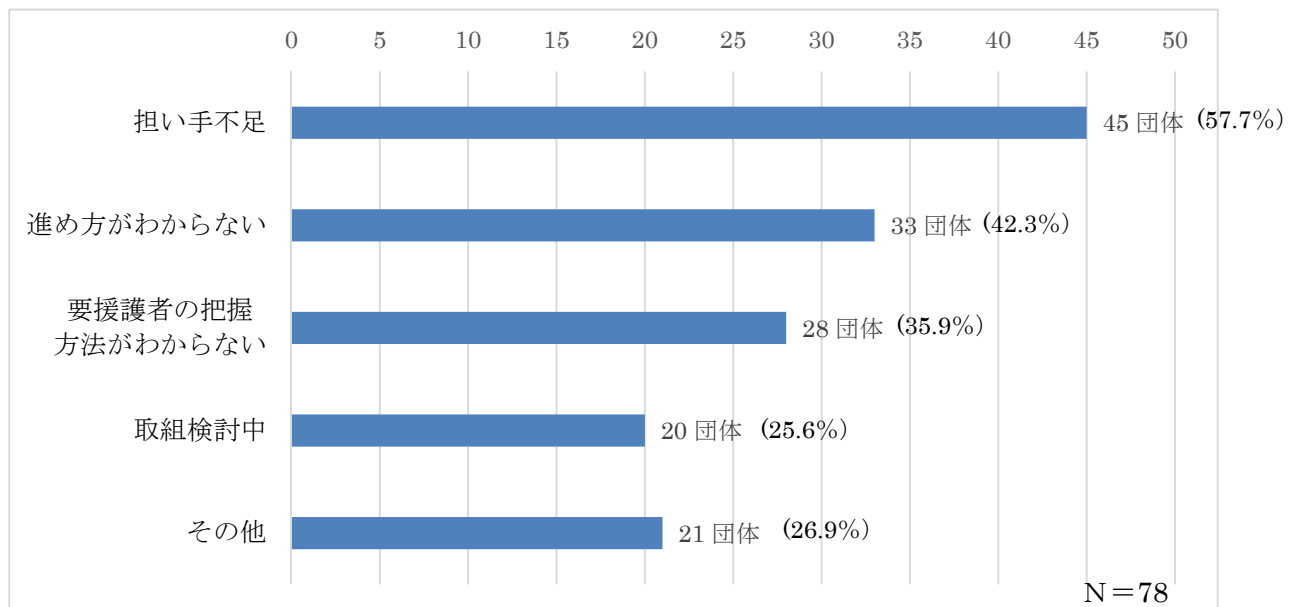
取組を行っている 77 団体の中で、「独自の要援護者名簿を作成」しているところが 60 団体 (77.9%) と最も多く、次いで「見守り活動」が 38 団体 (49.4%) となっています。

また、9 項目の取組に対し、全ての取組を行っている団体が 1 団体、7 項目の取組を行っているのが 3 団体、6 項目の取組を行っている団体が 7 団体となっています。

一方、3 項目以内の取組を行っている団体は合わせて 54 団体と全体の 70.1% を占めています。なお、「その他」の主な取組は、以下のとおりです。

- ・「ご近所懇親会」を年 1 回開催し、顔見知りを一人でも増やす活動を行っている。
- ・自治会内に「要援護者支援活動運営委員会」を設置し、支援や訓練内容を検討。
- ・自主防災組織の取り決めで震度 5 強以上の地震が発生した時は、本部を設置し住民の安否確認を行うこととしている。
- ・災害時には要援護者の避難場所も確保している。

3 取組を行っていない場合の理由について（複数回答可）



取組を行っていない理由としては、「担い手不足」が 45 団体（57.7%）と最も多く、次いで「進め方がわからない」が 33 団体（42.3%）、「要援護者の把握方法がわからない」が 28 団体（35.9%）となっています。

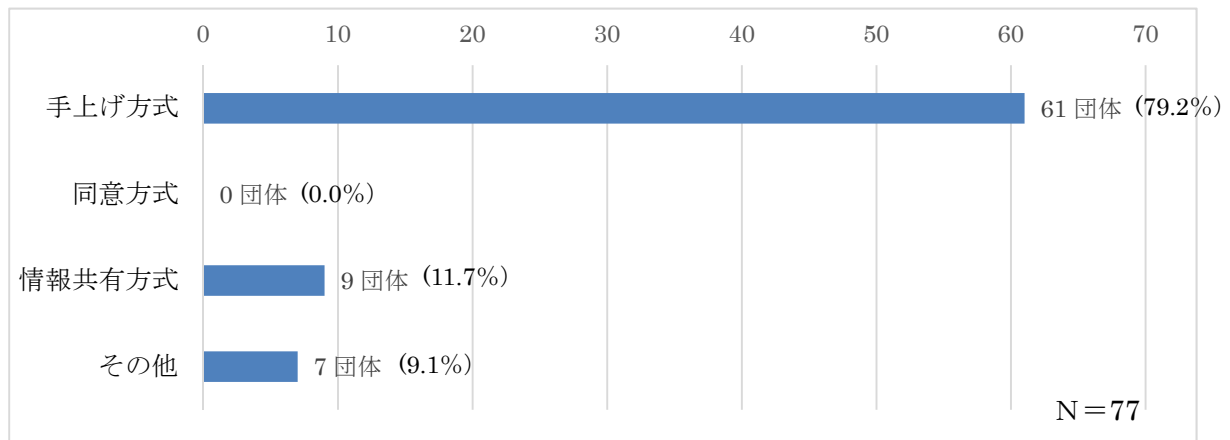
「進め方がわからない」と「要援護者の把握方法がわからない」に答えている自治会・町内会は、両方の項目につけている団体が 22 団体あり、片方だけを答えている団体を加えると全部で 39 団体あり、取り組んでいない団体の 50.0%が、今後、進め方や要援護者の把握方法を知っていただくことにより要援護者支援の取組の拡大につながっていくものと考えられます。

一方、「取組検討中」の自治会・町内会が 20 団体（25.6%）あり、今後、より多くの自治会・町内会の活動が展開していくものと期待されます。

なお、「その他」の主な意見は次のとおりです。

- ・ 役員のほとんどが子育て中のため、自治会の仕事をこなすだけで手一杯である。
- ・ 要援護者の人数が少ないため、民生委員に任せている。
- ・ 敬老の日に 70 歳以上の高齢者の自宅を訪問し、近況を把握している。災害発生時には、その近況を勘案して臨機応変の体制で支援に取り組むようにしている。
- ・ 自治会役員が 1 年交代であり継続的情報把握が可能かについて心配がある。
- ・ 個人情報取り扱いなどに課題がある。
- ・ 要援護者がいないため。
- ・ 50 世帯の小さな町会のため、誰が援護されてどういう状況か把握できるので会長はじめ各班幹事が見守りを心掛ける。

4 取組を行っている場合、要援護者の把握はどのように行っていますか。(複数回答可)



※区役所を通じて同意方式を行っている団体はないため、同意方式の回答数は手上げ方式として集計しています。

【参考】

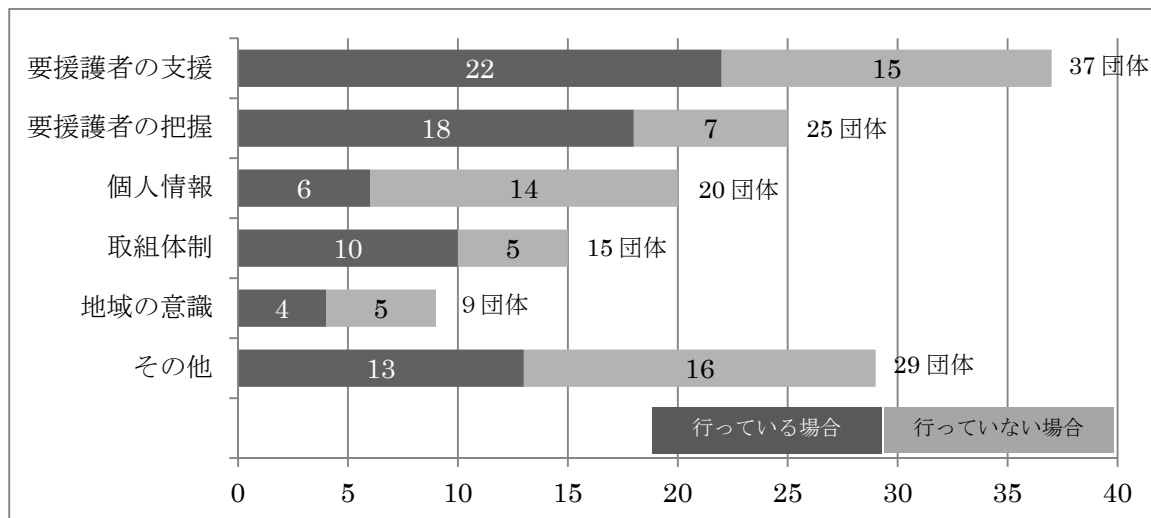
方式名	概要
手上げ方式	要援護者名簿への登録について地域に周知し、 <u>自ら名簿登録を希望する方を募ることにより名簿を作成する方式</u>
同意方式	区役所から地域の対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について通知を行い、 <u>同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式</u>
情報共有方式	区役所から地域の対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式</u>

取組を行っている自治会・町内会における要援護者の把握方法は、「手上げ方式」が 61 団体（79.2%）と最も多く、「情報共有方式」が 9 団体（11.7%）となっています。

「その他」の取組も 7 団体（9.1%）が行っており、主な取組は次のとおりです。

- ・毎年「居住者調査」を実施して要援護者の把握に努めています。
- ・安否確認カードを全戸配布し、災害時近隣あるいは外から援護が必要かの有無を知らせるカードを提示するようにしている。
- ・3年に1度全世帯アンケート調査を実施している。
- ・近所や本人・家族とのやり取りから援護の必要性を把握するようにしている。
- ・自治会内に引っ越してくる際に、説明して全世帯の全構成員の個人情報を確認している。
- ・顔の見える関係性を重視し、周りからの情報が入ってくるよう気を付けている。

5 取組を行っている場合又は行っていない場合のいずれも取組を進めていくうえでの課題等について



課題に対する回答が 107 団体から寄せられました。

最も多い意見は、要援護者の支援に関する課題で、37 団体から寄せられました。その中で最も多く寄せられた意見は、担い手不足で、高齢者が多く活動に当たる人が少ない、手を挙げてくれる人がいないなどで、そのほかは、いざ災害が発生した時に実際人が集まるのか、時間帯によっては若い人がいない、どのように支援していくのかなど不安の声も多く見られます。

次いで、要援護者の把握に課題があると答えた団体は 25 団体あり、主な意見としては、情報がもらえない、家族や要援護者の同意が得られない、継続的な把握ができないなどです。

個人情報が課題とする意見も 21 団体から寄せられています。個人情報の管理や取扱者を限定しなければならないことや、個人情報保護のため情報が提供されないなど個人情報による難しさを指摘する意見が見られました。

自治会・町内会の体制に関する課題を挙げている団体は 15 団体あり、役員の任期が 1～2 年のため組織的、継続的な取組にならない、どういう活動を行っていくかを取りまとめる人がいない、役員間での足並みがそろわないなどの意見が出されています。

地域住民の意識に関する意見も 9 団体から寄せられています。主な意見としては、無関心の人に対する対応に苦慮している、手伝ってくれる人がいない、参加を呼び掛けても人が集まらない、隣近所の顔の見える関係が作れないなど、地域の間人関係の構築に苦慮している姿も見られます。

その他としては、どう進めればいいかわからない、いざという時には協力して何とかするとの言葉や空気があって話がしにくいとの声がある一方、要援護者の取組の必要性を周知してもらえれば取組がしやすい、自治会・町内会単位での研修会をやるべきなどの意見も出されています。

6 要援護者支援の取組事例について

<活動体制>

- ・ 支援のための組織「安心ネット」と毎月定例役員会が連携して活動を進めている。
- ・ 三者（民生委員、老人会、保健委員）の見守り会を作り、3か月に一回情報交換を行っている。
- ・ 自治会内に「要援護者支援活動運営委員会」を設置し、支援や訓練内容を検討。また、毎年実施している支援訓練時に要援護者、支援者からアンケートを提出いただいている。この結果をもとに訓練内容及び支援内容等を運営委員会で検討し、次回に反映し訓練及び支援内容の改善を行っている。
- ・ 自治会として一定の理解・関心を住民に維持してもらうことが大切。定期的な情報連絡が必須。当会では年4～5回、通信を発行し関係者に届けている。業務を引き継げる人材の確保・育成に取り組んでいる。

<日頃からの関係づくり>

- ・ マンションであるためエレベーター単位で班を構成しており、この単位で定期的に懇親会を開始することを推奨している。これにより、同じ班にどのような人がいるのか、家族の事情を知り、救援や支援に役立たせている。
- ・ 居場所づくりのため、週一の麻雀、囲碁、カラオケを行っている。そこで情報を集める。老人組織の充実が必要。
- ・ 地域行事が隣近所の交流や顔の見える関係強化に役立っている。在宅でも参加できる行事が役立つかと思います。（防災訓練に対応して、「無事」あるいは「要援護」を玄関先に表示する安否確認訓練会の実施）
- ・ 一番大事と思っていることは普段の声掛け。一声かけられる仲良しになっていくこと。

<要援護者の把握>

- ・ 毎年、災害時連絡カードを全住民に作成してもらい、支援を必要としているかどうか否かを自治会役員が訪問し、どのような状態か、どのような心配があるか確認している。
- ・ ことあるごとに見守り活動（安否確認）は行っています。
- ・ 防災訓練時、安否確認を代議員が調査している。毎年代議員が変わるので、代議員も様子がわかるようになる。

<安否確認>

- 安否確認を班長さんをお願いしている。毎年班長さんが変わるが、前年度の班長さんは、現班長と協力して安否確認を行っている（名簿は渡したままにしてある）。
- 全世帯の安否確認を戸口表示方式で実施する方向で試行中です。
- 自主防災組織の取り組みで、震度5強以上の地震が発生した時は本部を設置することとなっている。まず初めに本部等（自治会長）の指示により、住民の安否確認を行うこととしている。

<避難>

- 当自治会の会員は、被災時に地域防災拠点には避難せず、当自治会に留まれるよう備蓄物資等の準備を進めている。
- 災害時には要援護者の避難場所も確保している。